

拡充

★★皆様のマイホーム取得を応援します！★★

令和7年度 住宅新築・購入支援助成金

拡 充 内 容

令和7年4月1日以降に売買契約を締結し中古住宅を購入される方で、移住世帯の住宅改修助成加算に該当しない方が住宅改修工事をする場合、住宅改修費の1/3、上限60万円を助成します。

補 助 対 象 者

飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方（年齢制限なし）

① 補 助 基 本 額

住宅取得額に応じて以下の助成金が受けられます

住宅取得額	補助基本額
1千万円未満	10万円
1千万円以上～2千万円未満	20万円
2千万円以上	30万円

（新築の注文住宅の場合、住宅の取得額は家屋建築工事費のみを示し、附属建築物工事、外構工事、土地代を含まない。）

② 加 算 額

条件に応じて以下の加算金が受けられます

条 件	加算額
転入世帯(※1)	50万円
市内業者による新築	30万円
民間分譲宅地購入(※2)	上限50万円
移住世帯の住宅改修(※3) （市内業者施工に限る）	改修費の1/3 上限150万円
上記に該当しない住宅改修 (※4)（市内業者施工に限る）	改修費の1/3 上限60万円

+

転入世帯とは(※1)

市外に1年以上住民登録されている世帯。または市外に1年以上住民登録され、転入後3年以内の世帯（どちらも単身赴任で転出している場合を除く）。

民間分譲宅地とは(※2)

宅地整備事業者により、市内において新たに住宅用地を分譲することを目的として令和6年4月1日以降に宅地整備（現況が宅地又は雑種地以外の土地に行う土砂の切盛を伴う宅地化のための整備、又は現況が宅地又は雑種地である土地に行う建築基準法による接道要件を満たすための私道の整備のいずれかを含む行為）し販売された宅地で、1回の分譲地として2区画以上あるもの。

移住世帯の住宅改修とは(※3)

転入世帯で市内に居住する二親等以内の親族を持たない世帯（移住世帯）が、【飛騨市住むとこネット】に掲載されている住宅を購入し、市内建築業者施工による10万円以上の住宅改修工事をした場合。

市の無料耐震診断をうけていただくことが条件です。

上記に該当しない場合の住宅改修とは(※4)

令和7年4月1日以降に売買契約を締結し中古住宅を購入される方で、移住世帯の住宅改修助成加算に該当しない方が市内建築業者施工による10万円以上の住宅改修工事をした場合。

対 象 と な る 住 宅

- 令和9年3月末までに取得の手続きを終える住宅。ただし、住宅改修工事をする場合は、令和8年2月末までに取得の手続きを終える住宅に限ります。

（取得とは、工事、検査、登記、住民票の異動、入居の全てが完了することを言います）

- 自らの居住用である戸建て専用住宅又は併用住宅（居住専用部分が総面積の1/2以上）。
- 令和5年7月1日以降に、建築確認済証が交付された場合又は建築工事届が受理された場合、断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上の性能を有する住宅。

受付期間

令和7年4月1日 ～

※新築の注文住宅の場合は建築確認済証の交付又は工事届提出後、建売住宅又は中古住宅購入の場合は売買契約締結後、どちらも1ヶ月以内に下記書類の提出をお願いします。

※予算範囲内の助成となります。予算の都合により10月末までに申請のない住宅改修を含めた助成については、受付期間中であっても受付できない場合があります（11月以降に住宅改修を含めた申請をされる場合については要相談）。

申請に必要な書類

- ① 住宅取得計画書（様式第1号）
- ② 入居予定者全員の住民票原本（続柄及び本籍の表示のあるもの（世帯用））
- ③ **建築確認済証の写し（新築及び建売住宅又は住宅改修工事で建築確認済証を要する場合、自動車庫がある場合はそれについても）又は工事届の写し**
- ④ 付近見取図（住宅地図等）
- ⑤ 住宅立面図・平面図（間取図）
- ⑥ 新築工事費内訳書（新築の注文住宅の場合）
- ⑦ 住宅改修詳細図及び改修工事費内訳書（住宅改修工事をする場合）
- ⑧ 現況写真（着工前外観、改修工事前内観等）
- ⑨ 工事請負・売買契約書等の写し（取得金額がわかるもの）
- ⑩ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ⑪ 市外での居住期間がわかる書類（転入世帯の場合）
- ⑫ 省エネ適合性判定通知書等の写し
- ⑬ 公図の写し（民間分譲宅地を取得した場合）
- ⑭ 宅地整備工事着手日確認書兼誓約書（様式第12号）（民間分譲宅地を取得して新築する場合）
- ⑮ その他市長が必要と認める書類



※令和7年4月から建築基準法の改正により、リフォーム工事内容によっては建築確認申請が必要です。事前に建築士や施工業者の方へご確認下さい。

※省エネ適合性判定通知書とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の審査によって交付された通知書等で、断熱等性能等級4以上かつ1次エネルギー消費量等級4以上の性能を有することが確認できるものをいいます。

※新築工事及び助成加算の住宅改修工事には、一部交付の対象とならないものがあります。詳しくは直接お問い合わせください。

※助成対象住宅を取得した日から10年間は、市外に転出及び対象住宅を第三者に譲渡や賃貸することができません。偽りその他不正な行為を確認したとき、助成金交付要件に該当しなくなったときは、助成金の返還を求めることがあります。

◆◆◆ お問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆



飛騨市役所 基盤整備部 建築住宅課

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 西庁舎3階

電話 0577-73-0153 FAX 0577-73-7500

E-mail kenchiku@city.hida.lg.jp